		会	議	記	録	
会議の	名 称	亀岡市土地開発公社及び		岡市住宅公社	と 会議場所	第3委員会室
五・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		土地処理に	関する調査特別委	員会	担当職員	阿久根由美子
日時	ज ⊨ी	7 / 仁 1 F	月25日(水曜)	」、 開 譲	集 午後 1	時 30 分
	+ m	(コ <i>)</i> 閉 譲	集 午後 4	時 07 分
西村 立花 並河 山本 井上 福井 馬場 湊 吉田 小島 西口 木曽 明田 出席委員 石野議長 菱田副議長						
執行機関出席者		なし				
事務局出席者		今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木主任				
					議員6:	名(眞継·中村·齋藤
傍聴者		市民7名	報道 3名	執行機関	1名	∃高、苗村)

会 議 の 概 要

1 開議

< 西村委員長 >

ただいまから亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査 特別委員会開議します。事務局から日程説明を願います。

<事務局長>

委員の皆様、御参集大変お疲れさまでございます。

本日の日程について御説明申し上げます。

お手元にレジュメが配付されていると思います。あと、1 枚物の土地開発公社の理事の就任状況があるかと思いますが、本日はまず始めに調査事項として、これまでの土地処理についての関係で、参考人の意見聴取ということでお願いをいたします。

参考人には常務理事と、それから理事長が2名、合計3名依頼をいたしております。 どういうことを聞くかにつきましては、そのレジュメの裏側にございます参考人聴取 についてというところをご覧おきいただきたいというふうに思います。

また別紙はそれぞれの理事、常務理事の公社に関する就任状況でございますので、 参考にしていただきたいと思います。

参考人から意見を聞いた後、質疑応答をしていただきます。1 人ずつということでお願いをしたいと思っております。

その後、参考人の意見を踏まえまして、今後の調査についてということで論点整理 と今後の調査事項等について御協議をいただきたいというふうに思っております。

その他につきましては、次回の委員会等を御決定いただくということでございます。 なお、一緒に添えております資料につきましては、係長から御説明させていただき ますので、よろしくお願いをいたします。

<事務局議事調査係長>

それでは、お手元の資料でございますけれども、まずレジュメの裏面でございます。 レジュメの裏には、あらかじめ参考人さんにもお伝えをしました、今日の説明事項 を載せさせていただいております。

そして1枚物でございますけれども、各参考人の方々の就任の状況をお示しさせていただいている資料でございます。

この他の資料についてでございますけれども、そのまえに、前回閲覧という形でお

願いをしておりました理事会の会議記録、または約束手形でございますけれども、破産決定しまして、管財人さんから書類を回収したいというふうに申し出があるようでございますので、できましたら本日をもって閲覧のほうは終了という形をとらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、添付資料の説明をさせていただきます。

前回、吉田委員さんから、当座預金口座の写しの資料要求がございましたけれども、これにつきましては商取引でないので、当座預金には手形の金額5億というのは入ってこないということで、それに代わるものということで残高証明を出していただきました。17年度から22年度の年度末の日、3月31日現在の残高証明と、あわせまして最新の残高証明を出してくださいというふうにお願いをいたしました。

最新のものにつきましては、京都銀行に依頼をして、あげてもらうことになりますが、先ほども言いましたように、破産決定しておりますので、管財人さんからの依頼でないと京都銀行のほうは発行していただけないということでしたので、まだまだ時間がかかるという状況になっております。

それに代わる資料として、返済の利息計算書を出していただいております。暫定的な資料として出していただきました。

残高証明の御説明をさせていただきますと、まず 1 枚目のほうが 18 年 3 月 31 日現在の残高証明でございます。約束手形というのは科目の欄にはあがっておりません。そして、19 年 3 月 31 日、これについてもあがっておりません。20 年の 3 月 31 日付の残高証明、これについては手形貸し付けということで、口座の番号 50882、ここで金額のほうがあがっているという形になっております。その後、引き続きこの約束手形の分があがってきております。それが最終 23 年 3 月 31 日の残高証明まであがっているということでございます。

そして、返済利息の計算書でございますけれども、これは3枚にわたっておりました。7月12日に売買されたということもございますので、まず7月12日付、右の上に四角で1としている計算書でございますけれども、これで返済金額2億8,280万という金額が出ております。

その下の四角囲み2でございますけれども、これが3,000万という金額が出ております。3,000万のほうが保証額ということで、少し日がずれて、2口に分けて入ってきたということです。この二つの合計が売買した額ということになっております。

裏面のほう、四角囲み3番目の利息計算書でございますけれども、これは市のほうから道路の敷地分として納入された金額ということでございます。最終、四角囲み3番の返済後残高1億7,742万1,500円、これが5億の約束手形に対して返済した後の金額ということになっておりますので、御承知いただきますようにお願いいたします。以上が資料の説明です。

今回につきましても、傍聴の皆様には、この資料は後で回収をさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。

<西村委員長>

ただいま事務局から、資料についての説明がございました。 この資料についての何か御質問なりございましたら。

「発言する者あり 1

<西村委員長>

ないようでございますので、次に進みます。

2 調査事項 参考人意見聴取

< 西村委員長 >

それでは、まず土地処理について、参考人意見聴取を議題といたします。 前委員会で決定をしましたとおり、参考人に入室をいただき、聴取を行います。 聴取内容につきましては、先ほど事務局が説明したとおりでございます。

なお、前回の委員会でも申し上げましたけれども、本委員会は余部町清水の土地取引に関する調査であり、公社の人事、組織などについては調査の範囲外となりますので、よろしくお願いをしておきます。

また、質問が範囲から外れるようなことがあった場合、委員長において発言を中止させていただくことがありますので、御了承願います。

それでは、参考人入室まで暫時休憩といたします。

13:38

(休憩)

13:39

[加茂元常任理事 入室]

< 西村委員長 >

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

加茂元常任理事さまにおかれましては、本日御出席をいただきましてありがとうございます。

前もってお願いをしておりますとおり、その通知をいたしました事項について、順次これから説明を願います。

<加茂元常任理事>

はじめに、このたびは委員の先生方、また理事さん、多くの方に御迷惑をかけまして、大変申しわけございませんでした。

私の思いなり考えていたこと、あるいは私が行ったことをちょっと思い出しながらペーパーにまとめましたので、それを参考に経過の説明をさせていただきたいと、このように思います。

前段が少々ありますが、御了解いただきたいと思います。

< 西村委員長 >

御苦労さまです。

着座で言っていただいたら結構でございますので、どうぞお座りください。

<加茂元常任理事>

そうですか。では失礼いたします。

ちょうど私が亀岡市住宅公社に世話になりました折は、亀岡駅前のメディアス亀岡の建設と販売等の大型事業を展開されてきているのでございました。当時の日本経済は、バブル経済が崩壊し、当然地価の連続下落の状況でありまして、一方、公社の借入金も多額で、大変厳しい状況となっています。

私なりにお世話になって、公社には三つの課題があると思いました。

その一つとしては、並河駅前のメディアス亀岡 1、2 階店舗の販売に対して、二つ目としては、古世町西向林と言いまして、サンスポーツの西側ですが、それの事業予定地である飛び地の買収、3 番目には余部町清水、当該地でございますけれども、それの事業予定地の事業計画推進を目標に取り組むことにしたと思います。

それの中で、古世町西向林の事業予定地の飛び地の買収につきましては、平成 14、15、16 年度で買うことができまして、平成 17 年度には約 1 万 7,000 平方メートルほどの事業用地として形が整いました。

余部町の清水は、事業計画書ができて事業の推進に向けて取り組むこととなったと思います。これは前段でございますけれども、当該地にお借りしておりました三井住友銀行の借り入れでございますけれども、平成 13 年 5 月に 5 億円借り入れました。毎年 6 カ月の短期手形で利息のみを返済していましたが、平成 17 年ごろになりまして、当時、金融庁の指導監査とか、第三セクターに対する行政指導等々もありまして、また借入期間も長期であることから、5 億円の返済を都度に三井住友銀行から要求されることになりました。

同年10月ごろには、手形の期間を6カ月から3カ月に措置がとられたと思います。 そのようなことから、三井住友銀行の借入金を借りかえするため、京都銀行に事業 計画をもとに借り入れの相談交渉をした結果、貸し付けができると回答を得たため、 理事会で議決をいただいたと思います。

ところが、平成 17 年 12 月末日、貸し付けができないと言われ、平成 18 年 1 月中旬にかけて再交渉いたしましたが、結果、貸し付けの獲得ができなかったと思います。 そのことを三井住友銀行に事情の説明と相談、交渉をしましたが、大変厳しい内容でもありました。

利息上げと抵当権の設計を条件に、1年間延長していただくことになりました。

平成 18 年度も、どうしても京都銀行に借りかえをしようと考えていましたので、その取り組みをいたしました。そのためには、古世町の西向林、余部町清水の事業計画と展開等、京都銀行からの借入総額の問題等を持っていました。事業の取り組みとあわせて、継続して京都銀行との相談交渉をいたしましたが、事業進捗等々の絡みから結論に至らなかったと思います。

一方、亀岡駅を中心とした事業の計画が持ち上がりまして、その計画に余部町清水の当該地の事業地も編入されていたこと、また亀岡市立自動車学校が生徒募集停止の状況であり、大変おこがましいことだと思いましたが、亀岡市の将来を展望するとき、亀岡市に譲渡あるいは亀岡市立自動車学校用地として交換してもらえないかと考え、都度、市のほうに要望しましたが、すべてに結論が出なかったと思います。

平成 18 年 12 月の返済期日も迫ってきまして、今日までの対策も結果が出ず、対応に困り果てていましたが、一度、JA亀岡さんに相談しようと思い、JA亀岡に亀岡市住宅公社へ 5 億円の借りかえの相談交渉をいたしましたが、JA亀岡で相談された結果、貸し付けはできないという回答でした。そのときに、仮に亀岡市土地開発公社であれば検討ができるかもとのお話を聞いたと思います。

約4,800 m ある余部町清水の事業地は、住宅公社の事業推進のかなめでありました。 私は、どうしても全体の事業を展開して、少しでも地域に役に立つことが公社の設立 趣旨であると考えておりました。当時の社会状況からして、最大の事業努力をして、 軟着陸をしたと考えていたと思います。

京都銀行からの借り入れは、事業を進捗させれば、今までの話し合いの経過からして借り入れができると確信していたと思います。借りたものは約束した日に返済するのが当然のことと思いますし、そのようにも考えていました。

そのような状況の中で、いろいろ思い悩みました。しかし、どうすることもできないし、期日は迫ってくるし、で、土地開発公社で借り入れ、住宅公社の借入金を返済することに一大決心をしたと思います。

そのようなことから、JA亀岡に5億円の短期借り入れについて相談交渉をしながら、JA亀岡なり登記に求められた必要なものは提出していると思います。

土地開発公社で貸し付けの回答をいただき、土地開発公社で5億円借り入れ、借入 金、返済金、登記を同時にして、平成18年12月25日に住宅公社の借入金5億円を 三井住友銀行に返済したと思います。

平成 19 年度も継続して、京都銀行と相談交渉をしました。事業計画をまず充実することと、借入金の借入利率が高いことの対策をとりまして、強固に相談交渉をした結果、平成 20 年 1 月に貸し付けの確約を取りつけることができたと思います。

平成 20 年 3 月 31 日に、京都銀行より 5 億円の貸し付けを受け、貸付金、返済金、登記を同時にして、JA亀岡に返済をして、亀岡市住宅公社の事業として借りかえをしたと思います。

今まで説明いたしました経緯は、両公社の審議を経ず、私がすべて行いました。 処理後の報告の状況でございますけれども、当初、借りかえをした折は、事後報告 その他のことは全然頭にも浮かびませんでした。時間が経った中で事後報告というこ とが頭にありましたけれども、私が行ったことの重さで、どうしてもできませんでした。

このようなことは、どのような状況でありましても、私の行ったことは大変なことだということでございます。皆様には大変御迷惑をかけまして、まことに申しわけございませんでした。

そして、21年3月末日に、両公社の理事を辞めさせていただきました。私が考えていたことなり思っていたこと、行いましたことは、以上のようなことであります。

< 西村委員長 >

ただいまで説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

<馬場委員>

加茂さん、御苦労さまです。

2点お聞きしたいんですが、今、手持ちの資料がなかったら、また後日でも構いませんが、一つは資料としていただいた住宅公社の普通預金口座ですね、これの写しをいただいているんですが、この流れを見ていますと、いろいろな方から家賃とか敷地料とかをいただいていると思うんですが、平成19年9月28日に、財団法人亀岡市住宅公社が1,000万3,506円を入れている事実があるんです。この普通口座、ずっと見させていただいたら、住宅公社がこの口座に、この名義で名前を上げて入れているというのは、このただの1回だけなんですよね。これは何かそういう特別な理由があったのかどうかというのが一つです。

それから二つ目は、これは加茂さんの責任にはならないかもしれませんが、土地開発公社の定款の中で、第 12 条というのがありまして、兼職の禁止ということで、常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営業事業に従事してはならない、ただし理事長の許可を得たときはこの限りではないと。

よく言うんですが、兼職禁止ということで、結局問題になって、土地開発公社の理事長と住宅公社の会長理事が、市長と副市長に代わってきた経過があると思うんです。そういう経過の中で、逆に言えば加茂さんが今おっしゃった中身は、住宅公社の利益を守ろうとする、そういう行為のように受けとめられるわけで、そのことで言えば、全体としての理事長そして常任理事の責任が重いのではないかというふうに考えてしまう。この2点について、わかる範囲で結構ですから。

<加茂元常任理事>

1点目の1000万円のお金のことについてはちょっと分かりかねます。

2点目につきましては、今、先生御指摘がありましたとおり、私が 13 年 4 月 1 日に 住宅公社にお世話になった折に、それ以前までは住宅公社と兼職はございませんでし たけれども、その折に兼職という形で、理事会で承認をされて、そのままずっとというようなことでございます。

<馬場委員>

もう少しちょっとかみ砕いて言いますと、つまりは公印の管理なんですよ。普通一般に公印管理というのは、民間でもそうですし、どこの部署でもそうなんですが、責任者が普通は持っていて決裁をするというのが当たり前なんですが、その印も含めてすべて一手に加茂さんのところに、手元にあったか、それだけお答え願います。

<加茂元常任理事>

私が保管しておりました。

<明田委員>

加茂さん、御苦労さんでございます。

ただいま、いろいろと当時を思い出しながらではございますが、御説明いただきまして、実は私も、この問題が発覚したときに電話をさせていただいたと思います。それをもとに理事者の説明なりを聞きまして、私自身はその他の責任もあるところではございますが、本日このような形で、苦しい立場でお出向きいただきまして説明をいただいて、その当時と変わってない、また理事者の説明と変わっていないということで、非常に一種の安堵をしたわけでございますが、非常に何て言いますかね、苦しい立場でありながら御説明いただいたことに対しまして、私自身はもうそのお礼を申し上げたいというふうに思います。そのような心境でございます。どうも御苦労さんでございます。

<吉田委員>

大変御苦労さまでございました。

お伺いをしたいことが何点かありまして。整理し切れていないんですが、平成 18年の京銀との取り組みというか、17年の12月末に、京銀からは借り入れできないと、そして三井住友銀行から、1年利息をふやして、貸し付けを延長してやると言われて、その後の平成 18年、随分交渉をされたということでしたけれども、この点について出していただいた議事録なんですけれども、平成 18年3月27日付の住宅公社理事会で、会長理事のほうから理事会の理事の皆さんに説明があったという記録が残っておりまして、その内容というのは京銀に何とか借りかえをお願いをしてきたところではあるけれども、京銀が亀岡市に新規融資をする際の条件として、亀岡市の保証を必須条件としていただきたいというようなことが会長理事のほうから報告をされておりまして、この件については、住宅公社の保証というのは難しい、議会でも承認をもらわなければいけないので、亀岡市の保証がつけられることは非常に厳しいということで、京銀との交渉を断念をしたような、そうした記録が平成18年3月27日付の議事録で記載をされております。

その後の平成 18 年の京銀との交渉というのは、それを見ると基本的には不可能であったのではないかと、今、加茂さんは京銀と交渉をし続けたというお話でしたけれども、そもそもがこの平成 18 年、京銀としては亀岡市の保証がない限りは貸さないという結論を出しておられたと思いますので、このあたりの経緯、もう一度思い出してお話をいただきたいということが 1 点です。

それから平成 18 年 12 月の返済期日が近づいたときに、JAと相談をされた結果、 土地公であったらという話を聞かれたということでしたけれども、相談をされたとお っしゃいましたが、だれとだれが相談をされたのか、加茂さん本人が相談をされたの ではないような表現だったので、その点を教えていただきたいと思います。

それから、土地公なら貸し付けができると聞かれたのは加茂さん本人、お一人だけ

であったのかというところもお聞かせをいただきたい。

すいません、たくさんになって。

4点目ですが、平成20年1月、京銀の貸し付けの確約をいただいたということで、 処理ができるようになったということでしたけれども、この点も市長に報告をされて いないのか。

とりあえずその4点、お願いします。

<加茂元常任理事>

1 点目の京都銀行の市の保証がなければ貸せないというようなお話、確かにあったと思います。

私の考えとしましては、17 年度に、12 月初めぐらいだったと思いますけれども、京都銀行の担当がおられまして、担当の人と清水の事業計画が若干ありましたので、それをもってお金を貸してほしい、5 億円を三井住友と借りかえたいというので要望して、そして、京都銀行の担当のほうから、それはうちは貸せますということを後日連絡をいただきましたので、理事会のほうで書類を持って回っての臨時議会でございますけれども、それで議決をしていただいて、受け入れ態勢もしていたんですけれども、12 月末になってあれはやっぱりあかんということで、支店長も代わられたところでしたので、やっぱり貸し付けはできないという回答をいただきました。

そんなむちゃなということで、18年の1月中旬ぐらいだと思いますけれども、何とかしてほしいとお話をしていたんですけれども、貸し付けの変更ができない。私なりに思っていましたのは、かなり京都銀行からの借入債務がたくさんありましたので、債務の関係と、それで古世の西向林が事業がよりきりになってなくて、そのあたりでかなという気がしました。

しかし、今、先生おっしゃるように、18 年度はそういうことを京都銀行に言っておられたにしても、私たちとしてはどうしても借りたかったということもありましたので、古世の西向林の事業を進捗をするのに一生懸命取り組んでおったんですけれども、形として目に見えるものができなんだ。それでどうしてもという話でしたが、借り入れることができませんでした。19 年度になってもそれは継続して。先ほどおっしゃった 1 月に貸し付けることが確約できるということは、相手の業者が決まりまして、金額も決まりまして、それをもって貸し付けをというので確約していただきました。それをもって確約していただいた背景には、やはり総額を何とか、借入総額を減らしていきたいというような思いがあったんじゃないかなと思います。

そして、農協さんの相談ですけれども、当時の支店長と担当さんに相談をさせていただきました。相談いたしましたのは私でありまして、1人で相談をいたしました。

土地開発公社どうのこうのというお話をお聞きしましたのも、担当者と私だけです。 20年の1月に借り入れができるということは、京都銀行と私で市長には報告はいた しておりません。

<吉田委員>

もう一度確認をさせていただきますが、先ほど御説明になった際に、平成 18 年 12 月 25 日の取引においては、登記の移転、借り入れ、返済というのを同時に行ったという説明でしたけれども、登記の申請はどのようにされたのか。

一つは売り渡し証明書というものが住宅公社から発行されて、それによって売買原因の登記原因というのは証明ができますが、登記申請というのを別にしないといけないと思うんですけれども、登記申請は当然、住宅公社の会長理事と土地開発公社の理事長ほかともに申請をしなければいけませんし、その際にJAが入ってきて、加茂さん1人で、銀行でそういうことが果たして可能なのかというのがかなり疑問に残るん

ですけれども、登記申請は一体どのようにされたのかということをひとつお伺いをしたいということと、先ほどの京銀からの貸し付けの確約も報告をされていないということでしたけれども、平成 17 年から京銀に借りかえをするのが難しいということは当然、会長理事から理事会でも報告があるわけで、そのあたりはすべて会長理事も御存じだったと思います。

それ以前、理事会に何度か話があるように、この三井住友の借入金をどうするのかというのは、住宅公社にとっては大きな話題というか、一番の懸案事項だったと思いますけれども、この平成 18 年取引以後、当然その一たんはJAから借り入れるわけですから、問題はクリアされたということになります。それまでずっと、その銀行から返済をせっつかれてきて、それは当然、理事会でも大変難しい問題で、亀岡市の保証をしないと、入れないと貸してもらえないんだというような報告までされていながら、すっと融資問題が一時カタをついたということで、その話が全く、当然3カ月の手形切りかえでしたから、その3カ月の手形切りかえが起こらなかったというようなことであるとか、今までと返済を迫られるような状況が変わってきたということも、その加茂さん以外の方はだれも気付かれなかったというのは、かなり不自然だと思うんですが、全く気づかれもせずに、報告もせずに、この1年数カ月間、だれかれも何も言われなかったということでよろしいんですか。

<加茂元常任理事>

先生、申し訳ないです。

私が意識しなかったということですか、だれかほかの人から聞かなかったかということですか。それは聞いておりません。

<吉田委員>

2点お聞きしたんで、一つは登記申請書のときはどうしたのかというのが一つと、それから後半の部分に関しては、皆さんは理事の方々が年に1回か2回の理事会しか出てこられないのでどうかわかりませんが、当然その市の中で役職を持っておられた理事さんであるとか、会長理事であるとか、市で言うと助役、副市長のクラスの方々から、何の疑問も挟まれなく、1年3カ月にわたって、言葉は悪いですけれどもばれずに済んだのかというのが、非常に疑問に残るわけですけれども、加茂さんのほうから報告はされなかったと。されたか、されなかったかは別として、されなかったというお話ですけれども、普通はこれだけ返済をせっつかれていて、すっと返済後、せっつかれることがなくなったら、なぜだということになるはずですけれども、それもなかったのかということの2点をお伺いをします。

<加茂元常任理事>

登記につきましては、私はその折に一大決心したというものの、かなり気分的には余りゆっくりしたというか、そういう気持ちはございませんでした。JAさんと、司法書士と、たしかJAさんに来ていただいて、そこで全部処理をしていたと、そう思います。それにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、事務的なことは私がすべて行いました。

<吉田委員>

ずっと懸案事項でせっつかれたのがなくなったときに、だれも気づかなかったのは 不自然じゃないですかということですね。

<加茂元常任理事>

新聞で見させてもらったんですけれども、平成 20 年の 1 月か 2 月に内部調査と言うんですか、それで発覚したというようなことを新聞で見ました。たしかそのころやったと思いますけれども、市長から私にお話がありまして、その経緯を説明させてい

ただきました。それ以外はございません。

<吉田委員>

そう言われたらそうなんでしょうが、普通は借入金の返済があるというのが一番頭にある状況で、その話題がすっとなくなって、1年3カ月の間、何も触れずにだれも忘れているという状況、極めておかしいかな、というふうに思うんですけれども、それが私の個人的な感想。

それから事務的なことは1人でなされたということですが、事務的以外のことが何かあるんでしょうか。それと、ぜひともお答えいただきたいんですが、その当時の金融機関はJA亀岡さんだということでしたが、司法書士さんはどなたでしょうか。その方々も加茂常任理事1人がやっておられることを納得して、すべて貸して、登記の申請も受け付けてということをされたのかもお聞きしたいので、司法書士さんを思い出していただけたら、またお答えいただきたい。

<加茂元常任理事>

ちょっと個人の会社を言うのはどうかと思うんですけれども、 亀岡の業者にお世話 になりました。

<木曽委員>

私からお尋ねしたいことは、18 年に三井住友にお金を返さないかんということで、 苦労されて、行き詰まって、結果として土地開発公社からの保証という形の中で、借 りていただいて、結局、三井住友に返したという、このことについては流れとしては わかりました。

その中で、土地開発公社のその裏保証を借りて、住宅公社を救済することに対して、 例えばこれは法的に問題があるかなということを気づかれていてそういうことをさ れたのか、もうわかってても苦肉の策としてそうせざるを得んということでやられた のかということを、1点お聞きしたいということです。

それと20年に、そういうことが発覚せずにずっと20年まできたわけですけれども、今度は土地開発公社の分を、先ほど指摘されたと、今の市長から指摘された、呼び出しされたのかどうかわかりませんが、内部調査の結果として指摘されて、これはまずいぞということを指摘されたというふうに、先ほどおっしゃっていただいたわけですけれども、どういう点がまずいという認識の中で、その経営健全化の対策措置要綱にひっかかるからまずいということなのか、それとも土地開発公社そのものに借り入れして、それで返済したことがまずいということで指摘されたのか、この点をちょっとお聞きしたいというように思います。

<加茂元常任理事>

今、木曽委員のお話の中で、当時はまず借りたものは返さなきゃいかん、この気持ちがかなり強くありまして、その土地開発公社の何ですか、そういうことをしていいか、悪いのかというようなことについては、正直半々でした。どちらがどっちや、こちらがこっちやというのではなくて、もうとにかく何とかしたいという気持ちがあったので。一方、こっちがこうやとか、こっちがこうやということには思えてなかったと思います。

20年の1月ですけれども、それはどういうことやということの指摘がありまして、初めからの経緯を説明していただけです。それ以外は何もございません。

<木曽委員>

今、18年のときに、今おっしゃってもらったように、二つの立場をお持ちでしたね。 住宅公社と土地開発公社。そのそれぞれの定款もありますし、元市の職員で、部長ま で経験されたという経過もありますので、その土地開発公社と住宅公社というのは全 く性格の違うものであって、土地開発公社というのは先行取得するためにある組織であるということについての認識はされていますかね。当然、その先行取得にないものを、そういうことを使ってしまえばどういうことが起きるかということについての認識は全くなかったということでよろしいですか。

<加茂元常任理事>

全くなかったということは、うそになると思います。

<木曽委員>

ということは、全くなかったということは、そういうことについてはやってはいけない部分も半分ありながら、返済に困ってそうせざるを得んかった、というのが本音の部分かなと思うんですけれども、そういう認識でよろしいですか。

<加茂元常任理事>

今、木曽委員がおっしゃっているように、やってはいけない、だけどもこれを処理したい、何とか処理したいという気持ちの中で、かなり弁解がましいかもしれませんけれども、最終的にはそのように自分としては一大決心しました。

<木曽委員>

今回のこのいわゆる特別委員会が設置されたことも含めてですけれども、これは住宅公社だけの問題であれば、来ていただいて説明していただくこともなくいっていたわけですけれども、ただやはり土地開発公社が絡んだがために、公的な保証をつけた部分の借り入れをしたことに対して、問題が起こってるんじゃないかなというふうに、私は認識してるんですね。今この特別委員会は。だからやっぱりそこのところが、加茂さん、その当時に、これひょっとしたらまずいなというときに、例えば市長に相談されて、状況の行き詰まってる部分があったとしても、そのときに相談されて、それはあかんということでとめておいておられたら、ここまでには発展しなかったんではないかなというように、正直、今からの問題に言うたらあれなんですけれども、そう思うんですよ。

ですので、やはりそこが、今までは公務員として長いこと奉職されてきたら、法律を遵守して公務員というのはされてきたと思うんです。そのことの一番大事なポイントが結局外れてしまったために、相談なり報告なりができてなかった中で、結果としてこういうことになってしまったのかなというようにも思うんですけれども、今の率直なお気持ち、聞かせていただきたいんですけれども。

<加茂元常任理事>

私は私なりに何とかしなければいけないということで、いろいろ市のほうにも自分が事業を推進するのにも、一生懸命努力をしてきたつもりなんです。ところがそれが、どうしても成就できなんだ。だからそういう判断をしてしまったと。借りかえをいただいた折には、そういう事後報告とかその他のことというのは、全然と言うていいほど自分が考えが及ばなんだと。時間が若干経っていく過程の中で、これはまずいことをしたなと、かなり重いことをしたなということを思いましたけれども、もう自分にはそれを報告することができなんだということです。

<木曽委員>

そしたら一応流れとしては、今言っていただいて、そういう取り扱いをされたということで、よくわかりました。

それから、20年のときに市長から、何でこんなことしてくれたんやという指摘があった。そのときから1年間、一緒におられたわけですわね。その辺のところについては、なぜその1年間おられたのかというのが、私らにはちょっと理解できへん部分があるので、普通やったらもう、責任感じて辞めはるか、辞めさされるか、わかりませ

んけれども、そういうことになろうと思うんですけれども。1年間通じて後処理の問題があったのかどうか、わかりませんけれども。なぜ1年間そこに雇用があったのかというのが、ちょっと私らにはちょっと首かしげるところがあるんですけれども。そこのところについて、お聞かせいただきたいというように思います。

<加茂元常任理事>

私は長い期間、外郭団体で世話になっておりましたので、いろいろと御批判なりをいただきました。だから、事あるたびに、自分はもう辞めたいということを申していました。今、委員おっしゃるように、その時点で私が首になるとか、続けるとかいうことは、私が任命される立場の者ですので、ちょっとその辺りはわかりません。私がそのときに、もう責任とって辞めるべきやということやったかもわかりませんけども。何で続いたんやということについては、私にはわからない。

<湊委員>

まず 18 年当時、やりくりができなくなって、何とかお金の工面をしていかなあかんということで、加茂さんの責任感のもとに一生懸命頑張られたということは理解をいたしました。当然、長は市長でございますので、やはりお勤めになっておる会社がにっちもさっちもいかんので、このような多額の 5 億円というお金を融通していかなあかんということで、一般的に考えれば、これだけの大金をどうにかせなあかんというのを、1 人でどうのこうのしようということが、まず普通の民間会社ではあり得ない。

例えば自分に置きかえて、自分がその立場になったときに、それだけ多額の処理を していかんならんということになった場合、人それぞれあるかもしれませんけれども、 大概は会社を辞めて、後は好きにしてくれというようにすると思うんですけれども。 そのあたりの経過がまずは理解が私にはできないとこなんです。それが1点お聞きし たい。

それと 18 年にJAからお借りされて、20 年に京銀からまたお借りされてその返却に充てられておるということで、この前も市長からお聞きをしたんですけれども、20 年 3 月に、当時 5 億円を京銀からお借りになった、それを借りてから聞いたということを市長がおっしゃられました。今、御説明いただく中では、平成 20 年 1 月に京銀と交渉して、5 億円借りることができるようになったということをおっしゃられました。その 1 月に借りられるようになって、2 月に総務省の経営健全化通知の点検調査というのがあって、そこで調査したら、これはちょっとJAから借りとる処分の所有権移転もろもろが発覚して具合が悪いと。この前も市長もやばいとこのときに思ったから、是正を求めたんやということでございました。20 年の 1 月に、加茂常務が京銀で 5 億円を借りられるようなお話をされて、2 月にそれが発覚して市長からやばいということで注意を受けられた。3 月に京銀から借りとると。それから市長が借りてから聞いたと言われたんですけどね。その辺がちょっと、私の中でちょっと頭の整理ができないんで、わかる範囲でもうちょっと詳しくこの辺をお聞きしたい。2 点です。

<加茂元常任理事>

20年1月に京都銀行からの借り入れを、貸しますよというのを。その後に、1月か2月かちょっとはっきりしませんけれども、会長のほうからこれはどういうことやということで、お話もありまして、その折に初めから経緯の説明をして、そして3月に返済をしますということは、私は説明したと思います。

委員、すいません。1点目、何でしたかね。

<湊委員>

1点目は、それだけ多額の返済を、住宅公社の経営をしていかんなん中で、それだ

け借金が多い中で、そこでお勤めになっておる会社がそれだけのやりくりをせんなん会社というのを、普通の一般人でしたらそこまで居残って、こういう多額の金を借りたり、そういうやりくりをせえへんやろと、その辺が私なりに理解ができない。

<加茂元常任理事>

おっしゃるとおりかもわからんですけれども、私はそのときに、この住宅公社を事業展開して、そして軟着陸をしたという気持ちがあったということと、貸したものは返さなければならないという気持ちがあった。それで今、委員がおっしゃるように、こんなもんやめやと、もうほっとけというような気持ちもありました。ところがそんな無責任なこともできへんというので、何とかこの問題が解決できへんかなということで、そういうようなことをしたというのがそのときの心境です。

<湊委員>

当時のやりくりのときには、責任感も含めてやられたということですが、その当時、 もう火の車やったと思うんですが、そのときに会長なりはどのような対応をされてお ったのか、ちょっとわかりにくい、疑問なんです。

それと2点目の京銀のやりくりですが、1月に話を内々で5億借りはるようにしといて、2月にたまたま総務省の点検でわかった。3月に借り入れた。その間に市長にしゃべっとるはずなのに、そやから市長は借りてから聞いたというような発言でしたので。その辺は委員長、ちょっと食い違ってるし、また後でも精査していただきたいんですが、1点目の件について、再度質問いたします。

<加茂元常任理事>

先ほどから説明させてもらってますとおり、そのときの心境は、ほんまもうやめやというのが当然ありました。こんなん何で苦しんでしんなんのやというのはございましたけれども、ただそんな無責任なことは自分としては結果的にできなんだというのが、自分の正直な心やと思います。

< 西村委員長 >

あと1月、2月、3月の経過の中で、ちょっと湊委員が指摘されております部分について、説明ができましたら。

<加茂元常任理事>

それにつきましては、私が 1 月というのは事業が京都銀行に認めてもらったので、京都銀行が貸し付けをしましょうということを教えてもらいました。そして、そのときはできますということを言うてもろただけで、実際貸してもらったのは 3 月なんですけれども、その間に内部調査で発覚したからということで、市長のほうからお話がありました。その市長からお話がありました折に、初めからの経緯を説明して、そして 3 月にお借りしますので、それで返して元に戻しますというお話はさせてもらいました。

<湊委員>

最初の件で私が聞いてるのは、会長に相談しても責任感が強いのは理解してます。 理解したんですけれども、そのときの会長がどのような行動なり判断をされていたか。 おれは知らんさかい、おまえ勝手にやっとけというような雰囲気やったのか、その辺 がちょっとね。極めて僕らは一般的な社会通念上のことしかわかりませんけれども、 普通の会社であれば、番頭さんがやりくりに困って、これだけのお金をやりくりせん ならんようになるとは考えにくいわけですね。当時やっぱりオーナーが相談して、も うどうしようもないからやりくりするもんであって、その辺がまずは理解できない。 <加茂元常任理事>

今、湊委員がおっしゃるように、ここへ行き着くまでに、先ほど説明しました市の

ほうで何とか対応してもらえへんかとか、自動車学校との交換をお願いできへんのかと、この土地を何とか残してほしいというようなことは、都度、都度、お願いもしました。いろいろ御事情があったんやと思いますけれども、そのことについて結論が得られなかったということと、それに対して、今、委員がおっしゃるように、知らんでとか、よく考えよとか、こうするでというようなことはなかったと思います。

再度お聞きするんですけれども、平成 18 年の 12 月に返済期日がきて、JA京都に借りかえをしたと。そのときに当時の支店長と担当及び司法書士が来て、この 3 者で相談されたというんですが、具体的にJA京都は住宅公社ではなぜ貸せないのか、土地開発公社だったらなぜ貸せるのか、そこは明確に言われたのかどうかというのが 1 点ですね。それから二つ目に、金融としては当たり前のことなんですが、いわゆる保証契約、担保能力、返済能力の点で土地開発公社を要求してきたのかと、具体的なそういう要求があったのかどうかということをちょっと教えていただきたい。

それから二つ目は、20年ですが、内部検査で発覚したと。これは土地開発公社のやっぱり長期保有地に関わる総務省関係の中身で、亀岡市が土地開発公社、そのときは当時(議会では)もう委員会を持ってましたから、それで調査して、こんな土地があるんだというふうに、逆にその担当の側から言われたのかと、その2点についてお聞かせ願いたい。

<加茂元常任理事>

<馬場委員>

司法書士とJA京都さんで、同じ場所で同席して、私とで執行させていただきました。そして、JAさんのほうから、土地開発公社やったらいけるでと、そういう上目線、高いところからのそういうものはございませんでして、それやったらひょっとしたら検討できるかもわからんなというようなお話でした。

2番目の内部調査のことですが、内部調査は私自身、新聞で見て知ったようなことで、その後だったのか、その以前だったのかわからないんですけれども、先ほどから説明していますように、会長に呼ばれてお話をしたということでございます。

<馬場委員>

土地開発公社にしようという方針を出したのは誰だと、こう言われたら誰になるんですか。

<加茂元常任理事>

それは私がそういうお話を若干聞いたので、住宅公社では何であかんのやということは聞いておりません。審査したら、審査というか相談すれば、住宅公社ではだめですよという回答をいただきました。そのときにちょっとそういう話があったので、私がいろいろと悩んでいる中で、土地開発公社で私自身が相談するようにしました。

<並河委員>

先ほども出されたんですが、やはりこの住宅公社の一番の責任者は会長理事ということになってるわけなんですが、常務理事である加茂さんがこういう経過に行きついた、その責任がすべて加茂さんにあるわけではない中で、なぜそれだけやはり責任感でもってだれにも相談せずこういうことができたのか、そういう権限、いろんなそういう金融機関も含めて、加茂さんも一任ということが暗黙の了解というんですか、そういうなのであったのかどうかという点がちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

<加茂元常任理事>

寄附行為なり定款がありますので、そういう一任ということはございません。

<並河委員>

そうしますと、やはり1人で何もかもやってしまうということ、ましてや5億円のお金を動かすということは、普通の民間事業所であれば、本当にわずかなお金でも、もう本当にきっちりした返済能力とか、いろんなのを勘案して貸し付けが行われるわけですが、本当にそういう点では、加茂さんお一人でこういうことをされたという点について、なかなか私としては理解がしにくいというふうに思います。本当にそういう意味では、もうちょっと何かほかの力というんですか、いろんなところに相談をされるということはなかったんでしょうか。例えば弁護士さんとかいろんなことも含めてなんですが、その点、お尋ねします。

<加茂元常任理事>

いろいろな方には相談はしてましたけれども、結果的には自分がそういう判断をせざるを得なかったということでございます。

<立花副委員長>

私のほうから、2点ばかりお聞かせをいただきたいと思います。本日はありがとう ございます。

土地の登記簿謄本の写しの中で、土地開発公社に平成 18 年 12 月 25 日に登記をされているわけですが、そのときの司法書士の手続きの手数料、それからまた登記をする以上は、登記の登録税というのが要るかと思うんですが、そういったお金につきましては、土地開発公社の名義になるということから言いますと、土地開発公社の会計からそういったお金が出されたのか、どうなのか、その点、1 点お聞かせをください。

それから2点目ですが、先ほどもございましたが、土地開発公社の土地が担保という、担保貸しですね、担保貸しということになる以上は、やはりこういった形で登記簿に記される以上は、理事会なりあるいは土地開発公社の理事長にそういう、こういう形でやりくり、両方の常務、常任理事というような役割ですので、いずれにしても土地開発公社の理事長にそういう了解は求められたのか、求められてないのかですね。そういったことを求めなくても、別段法的には問題ないというふうに思って、自己処理をされたのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。以上2点です。

<加茂元常任理事>

登記費用については、住宅公社で支払ってると思います。

そして、理事長に、先ほどからも説明させてもらってますとおり、ずっと説明した 経緯は、私がすべて行いました。したがって、そういう相談とか、そういうのはいた しておりません。

<立花副委員長>

手数料、そして登録税も含めて、住宅公社で払ったということなんですが、大体それはお幾らぐらいなのかと、またそれは住宅公社の普通預金の出入りの中で記載がされているのかどうかという点をお聞かせいただけますでしょうか。

そして2点目の関係なんですが、担保貸しということについては法的に問題があるのか、どうなのかという点をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

<加茂元常任理事>

計数は覚えてませんけれども、多分通帳を通ってると思います。

もう一つの件につきましては、先ほど木曽委員にお答えしてましたとおりのお答えになると思います。

<吉田委員>

何点かまた聞きたいんですが、一つは確認をさせていただきます。

平成 20 年 1 月に京銀の事業をするんだからというある程度の確約をもらったというようなお話が一番初めにありました。この交渉をされたのは加茂さん1人でされて、

- 1人で約束事につけてきたということでよろしいですか。
- <加茂元常任理事>

今、吉田委員の質問のとおり、私と銀行でお話をさせていただきました。

<吉田委員>

そしてそれからの御説明でしたが、2月に内部調査でわかった際に、そのことも含めて市長には報告をされたということを先ほどおっしゃいましたが、それで間違いありませんか。

<加茂元常任理事>

そのとおりです。

<吉田委員>

私が記憶している中では、この点、少しちょっと食い違いがあるわけですけれども、市長は2月の内部調査の際に発覚をして、これはえらいことだということで、戻さんといかんと、必死になって京銀に何とかお願いをしてお金が借りられたと。それで登記を戻したという説明をされております。

であるならば、2月の段階でもう貸し付けも約束できてますよということは、市長の耳に入っていたらおかしいですよね。それから慌てて一生懸命お願いしたとおっしゃってるのに。どちらが正しいですか。

<加茂元常任理事>

私がずっと思い出していろいろ記録等を書いてますとおり、私はそのお話を受けた 折に、初めから説明をして、そして3月にお返しをしますと、そのようにはっきり言 うたと思います。

<井上委員>

いろいろ意見も出ましたので、1点のみ質問させていただきます。本日は御苦労さまです。

三つの課題があるということで、並河のメディアス、古世町西向林の飛び地の買い取り、余部清水の事業計画の推進ということをお聞きしたんですけれども、古世町の西向林の登記地の買い取りの問題で、ここで起死回生を図るというんですか、何とかここで延命のために返済したいということでされたという話を以前お聞きしたんですけれども、なぜこの買い取りが、今お話の中で形として見えるものができなかったというお答えでしたんですけれども、なぜこれが断念されたのか、1点お聞きしたいと思います。

< 西村委員長 >

ただいまの質問でございますけれども、この本委員会の審議の中身とは若干外れますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

他にございませんか。

[発言する者あり]

< 西村委員長 >

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

加茂元常任理事さまにおかれましては、お忙しい中、御出席御苦労さんでございま した。御退席いただいて結構でございます

[加茂元常任理事 退室]

<西村委員長>

暫時休憩いたします。再開時刻は3時とします。

14:45

(休憩)

15:00

[寸田元理事長 入室]

< 西村委員長 >

会議を再開いたします。

寸田元理事長さま御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、事前に通知をさせていただきましたとおり、その事項について時系列で順次説明をお願いいたします。

<寸田元理事長>

大変ごぶさたをいたしております。その節は、諸先生の皆さん方には格別のお世話 になりました。改めまして心から厚く御礼を申し上げます。

私も亀岡市の助役を退任いたしまして、丸5年が経過をいたしたわけでございますけれども、京都府の振興局を含めて7年間亀岡でお世話になりましたので、常々、亀岡市のいろんな状況、これにつきましては注目をして今日まで見てまいりました。私は新聞とかでしか知る方法はないわけでございますけれども、残念ながらこの5年間、職員の不祥事等が4回ほどあったんですかね、大変残念であり、また遺憾に感じたところでございます。

また、職員互助会等の内部留保金等が市に返還されたこととか、直近では住宅公社の破産等が報じられまして、そうしたことにつきましては記憶に当然新しいものでございます。

今回の住宅公社絡みの土地取引の問題でございますけれども、京都新聞の丹波版では大きく取り上げられて、詳しく報道もなされておるようでございますけれども、私、今、右京区民でございまして、京都新聞は京都市民版ということで、ほとんどそうした報道がなされていないという状況でございまして、今、住宅公社で何が起こっておるんだろうか、何があったのかなということで、全く詳しいことにつきましては承知をいたしておりませんでしたけれども、去る1月6日に亀岡市の山内理事さんが御訪問をいただきまして、亀岡市の12月市議会の状況並びに公社間の土地取引問題の経過につきまして、御説明、御報告をいただいたところでございます。そのときに、初めて事の真相を知ったというのが実情でございます。

本件につきましては、平成 18 年 12 月に住宅公社の資金ショートに絡んで、土地開発公社との間に土地の取引がなされたとの話でございますけれども、当時の土地開発公社の理事長は私でございましたけれども、担当の常任理事からはそうしたことに関する相談あるいは報告等は受けていないというのが実情でございますし、また当事者であります住宅公社の会長さんのほうからも、そうしたお話はお聞きしていないという状況でございます。

その後、直後の平成 19 年 3 月に退任をさせていただきましたので、その後の経過につきましてはもちろん知る由がなかったということでございます。

本件につきましては、住宅公社の資金ショートに対する対応であると言いましても、 土地開発公社を巻き込むなど、たとえ実損が伴わないということでありましても、そ の手法と言いますか、その手続におきましては、極めて適正を欠いた処理と言わざる を得ないなと、このように思うところでございますが、結果論として長年の慣習とは いえ、同一人物が両公社の担当と言いますか、常務を兼ねる執行体制、あるいは公印 の管理方法等につきましては、当時の一方の管理者でございました私といたしまして も、大変遺憾に存じておる次第でございます。

また、常任理事さんにおきましては、不動産とかまた金融関係にも大変明るい方で

ございまして、常に前向きに土地開発公社の運営に当たっていただいてまいりましたけれども、今回の件につきましては、いかなる理由があるにせよ、著しく慎重さを欠いたという点で、私といたしましても残念のきわみであると思っておるところでございます。私のほうからは以上でございます。

< 西村委員長 >

説明が終わりました。

これより順次質問に入ります。

御質疑ございませんか。

<馬場委員>

御出席御苦労さまです。

私のほうからは、特に土地開発公社の理事長でもおられましたので、土地開発公社の定款からお聞きをしたいんですが、先ほどの常務にも聞いたんですけど、土地開発公社の定款第 12 条というのは、常任の役員及び職員は営利を目的とする団体の役員となり、またはみずから営利事業に従事してはならない、ただし理事長の許可を得たときはこの限りではないというふうな規定になっています。私も土地開発公社理事をやってきたことがあるんですが、とりわけ非常に土地に絡むものが腐敗の温床になりやすいというふうなことで、当市でも住宅公社の会長理事を市長がされて、土地開発公社の理事長は副市長がされるというふうに役割分担をされたと思うんですね。しかしながら、常任理事、常務理事が同一人であるということが、問題にならなかったのかというのは、そもそも私は不思議に思ってます。その点での議論は亀岡市内部においてどうされてきたのかというのが一つです。

それから二つ目は、同じく公印の管理なんですが、土地開発公社の理事長が本来は公印管理すべきものが、いわゆる常任理事が二つのはんこを持っていたと。これは一般的には社会通念上、あり得ないことでして、決裁はんこというのはもうその最高の者がもってぽんと押すから、それで決裁というふうにするわけで、そこのところを奇異に思われなかったのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいなと思っています。< 寸田元理事長 >

先ほどお話を申し上げましたように、結果論的に申し上げましたけれども、やはり 執行体制あるいは公印の管理方法等につきまして、その当時、慣習をそのまま踏襲を してまいりましたので、それは大いに反省せないかんなというふうに思っておるとこ ろでございます。

<木曽委員>

1点だけ、本日は御苦労さんでございます。

この土地開発公社の理事長として就任されたときは、もう既に公印管理については 常任理事が保管するということになっていたのかどうか、そのことだけお答えいただ けたらというように思います。

< 寸田元理事長 >

私が就任いたしましたときから、公印は常任理事のもとで管理をいたしておりました。

<吉田委員>

本日は御苦労さまでございます。

お伺いしたいのは、先ほど加茂常任理事にもお伺いしたところでありますが、三井 住友銀行からの住宅公社への貸付金の返済という期限が大変迫った上でこれを行っ たということでしたけれども、その前年、当然その寸田助役も住宅公社の理事におら れたわけで、理事会において住宅公社への借入金がもう返済を迫られて、非常にまず い状況にあるということは、当然理事会でも会長理事から報告があるほどですので、その点については今覚えておられるかどうかは別として、当時、これは認知をされていたというふうに考えるわけですが、この返済期限が平成 18 年の年末に迫っていたということをもしも御存じであったのであれば、そのときに住宅公社の借入金がどうなったのかなということは想像されなかったのかどうか。この点、お聞かせいただきたいと思います。

< 寸田元理事長 >

私のほうといたしましては、住宅公社の理事ということで、今、御指摘のとおりでございますが、そうした資金繰りにつきまして、今おっしゃっておるような話につきまして、具体的にいろいろとお話をお聞きしたとか、またこちらのほうからしたとか、そういう記憶はないです。

<吉田委員>

先ほども加茂さんのときにも申し上げたんですけれども、平成 18 年 3 月末の住宅公社の理事会において、会長理事のほうから協議に絡む借り入れが難しくなったという旨の報告が理事会でされておりまして、この点については三井住友銀行と何とかもう一度延長していただけないかということで協議をしたいというような議事録になっていたと、私は記憶をしております。

それから、本日の加茂さんのお話でもなかなか厳しい中で、1年間三井住友さんに借入金、貸付金を1年間延長していただいて、利息も上がってというお話をされておられましたが、そういうことについての資金繰りについては全く御存じなかったということでよろしいですか。

< 寸田元理事長 >

御存じじゃなかったということでなくて、私のほうといたしましては、具体的にただ住宅公社もそうですし、土地開発公社も大きな課題も抱えておりましたので、全体的にいずれにしましても厳しいという状況は当然理解をして、わかっておったわけでございますが、具体的な資金繰り等々につきましては、住宅公社ということで詳しい状況はわからない、今覚えていないということでございます。

<明田委員>

お久しぶりでございます。御苦労さんでございます。

ただいまも前段の説明の中でお聞きしたんですが、今日、この問題が発覚しまして、 山内理事からこの話を聞いたということでございますが、それ以外にこの件に関して、 何か例えば人からの依頼とか圧力とか、私はなかったと信じておりますが、その点、 あったか、なかったかだけお答えいただければというふうに思います。

<寸田元理事長>

当然何もありませんでした。

<並河委員>

この定款によりますと、第7条で理事長は公社を代表し、その業務を総理するというふうになっておりますが、具体的にはこういった経営内容とか、チェックすると言ったらおかしいですが、どういう業務内容だったのか、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

< 寸田元理事長 >

土地開発公社には理事会という組織がございます。これはもう議員の先生方も座っていただいておるわけでございまして、当然、理事会におきまして土地開発公社の現状、問題点、それから取り組んでおるようなもろもろのものにつきましても、すべて理事会にて報告、協議をいただいて執行しているということでございますので、常務

からそうした報告を受けながら、相談しながら理事会に当たっていったということで ございます。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

[発言する者あり]

< 西村委員長 >

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

寸田元理事長さん、大変御苦労さんでございました。御退席いただいて結構でございます。

[寸田元理事長 退室]

< 西村委員長 >

それでは、次の参考人入室まで暫時休憩いたします

15:16

(休 憩) [寸田元理事長 入室]

15:18

< 西村委員長 >

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

畠中元理事長さまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、本委員会に出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、事前に通知をさせていただいておりますとおり、その事項について順次 説明を願います。

< 畠中元理事長 >

大変御迷惑をかけております。あらかじめ文書でいただいております項目につきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

最初に、事実の認知状況でございますけれども、これにつきましては日までは覚えておりませんけれども、平成 20 年の 1 月か 2 月だったというふうに思います。これは当該土地及び借入金の存在その時期に認めたところでございます。

2点目の認知の状況でございますけれども、平成20年ごろから亀岡市が土地開発公社のいわゆる経営健全化の検討策定を進める中におきまして、いろいろこの所有する不動産についての履歴を調べるべく、登記簿謄本等を調べておりましたが、ほかにもないかということで、固定資産税の名寄帳で調べたと思います。そのときにこのことがわかりました。

この従前から住宅公社の所有する余部町清水の土地が土地開発公社へ所有権移転されているという事実を初めてこのときに知りまして、直ちに公社の会長であります市長に報告をしたところでございます。

それから認知後の処理でございますけれども、当該土地取引の報告をいたしましたところ、公社会長が大変なことになっているということで、即公社の常務を呼びつけまして、きつい言葉でお叱りになり、そして当該土地の取引事実の確認、そして即時に是正してもとの状態に戻すように命ぜられました。

当初は、私自身は住宅公社の会長と常務理事でもとの姿に戻してほしいという思いがありまして、金融機関の対応については、常務理事が責任を持ってやるべきだということで対応されておりましたけれども、途中から金融機関におきましても、亀岡市もそれなりの責任ある方にも来てもらわなければならないということで、相前後して

私も加茂常務と同行して金融機関で再々にわたりましてお願いをした経過がございます。

それから、当該土地処理でございますけれども、主にといたしましては、この土地処理につきましては不適切な処理がされていることを知りまして、かかる行為により債務保証をする亀岡市が負担する、亀岡市に負担を及ぼすということから、大変なことをしてくれたなということと同時に、会長と同じように、一刻も早くもとの住宅公社に戻さねばという一念でありました。その後、2カ月余りを要しましたが、何とか金融機関から追加貸し付けを得まして、公社に所有権を戻しました。しかし、当該土地処理に関連する理事会、ここでも御指摘をいただいておりますように、この土地開発公社からこういった処理につきまして、当時は土地開発公社からの財政支出はないし、また両公社に実害がないということ、またもとの状態に戻ったということで何とかおさめたいという判断の甘さ、そして住宅公社の切羽詰まった経営再建と土地開発公社の長期土地保有地の対策、こういった対応が集中しておりまして、本処理を軽視していたものと反省をいたしております。

特に当時、理事長として組織を代表する、指導、監督すべき立場にありながら、理事や議員、そして市民の皆様に十分な説明責任を果たせていなかったことに対し、大きな責任を感じているところでございます。誠に申しわけございませんでした。

次の加茂常務に対する思いでございますけれども、常務につきましては、当時不況と地価下落が続く中で、特に住宅公社は経営難の中で、資金繰り、公社再建のための事業計画、実施計画等々、非常に厳しい状況にあったとはいえ、なぜ余りにも軽率でそして独断的な処理がなされたのか、相談もできなかったのか、当時、今もって理解に苦しむところであります。

常務は、御承知のとおり、今まで庁舎建設、ガレリア建設、またJR各駅前整備、市立病院建設の土地収用等、亀岡市のまちづくりに広く貢献したところでありますが、今回の事態を発生させたことで、その功績が一気に崩れてしまったように思い、残念でございます。今後は本特別委員会、また市で設置されます調査委員会において、事実をしっかり説明し、遅くではございますが、十分納得いく説明責任を果たしてもらうところを願うところでございます。

私も私以上に土地等に関しては知識、能力、経験等豊富であり、信頼の余り彼1人に任せ切りになっていた一面もありましたし、また相談、協議ができる環境ができていなかったのではないかというふうに深く反省しておるところでございます。誠に申しわけなく思っておるところでございます。

そして公印の管理状況につきましては、公印の管理状況は両常務理事が公印を有しております。以上でございます。

< 西村委員長 >

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

<吉田委員>

大変御苦労さまでございます。

同じような質問になるわけですけれども、初めに、先ほど畠中理事長が、市の、多分京都銀行の貸し借りだと思うんですけれども、最終的にお金を借りるときに、市のそれなりの地位の方にも来ていただかなきゃいかんということで相談にというか、銀行との交渉に入られたというふうにおっしゃいましたが、多分恐らく市長もその辺は、京銀に何度かお願いをしに行ったというふうにおっしゃっておりましたし、そういう

ことかなと思うんですが、先ほど加茂常務理事からお話をお伺いしたところ、20年1 月、京銀から貸し付けの確約をいただいていたということを言われました。それを含 めて、1月か2月か、そのうち発覚をした際に、もう確約もいただいておりますよと いうことも含めて、市長や当時の上役の方には報告をしたということをおっしゃった わけですけれども、そのあたり、どちらが正しいのかというところが判然としないの で、その点、1点お伺いをしたいということと、それから京都銀行にお願いに行かれ たということですけれども、お願いをして、この件についてのその5億円の手形の残 高状況を調べていただいたわけですが、現在1億7,700万余り、まだ残高が残ってい る状況であります。私は当初、手形に裏書でもあるんじゃないかなと思っておりまし たが、これはなかったということで、非常によかったわけですけれども、当然こうし た状況で、市の上役の方を呼ばれて、京都銀行さんが融資の相談をされたということ であるならば、市の債務保証が入っている状況を何とかもとに戻したいということで すから、この5億円を亀岡市としては住宅公社だけでは多分だめだということになる でしょうから、亀岡市としてはどのように考えてくれているんだという話があったん ではないかと思います。住宅公社に5億円を京都銀行が最終的に貸し付けをしてくだ さった際の条件なり、話し合いなり、そのあたりがどのような状況であったかという ことをお伺いしたいのが2点目であります。

それから3点目ですが、非常に優秀な常務理事だったということでありますけれど も、やはり一番不自然なのは、平成 20 年 3 月 31 日というところで何とかもとに戻し たということですけれども、これもおいおい聞かなきゃいけないなと思っております が、なぜその段階で公表ができなかったのか。その段階で市民に明らかにして、実は こういう不正な取引がありましたと、大変申し訳ございませんでしたと言っておけば、 その段階でこれほどのダメージはなかったのかなと思いますが、これを先ほどは十分 な説明責任を果たせていなかったという表現でしたが、私からすれば隠ぺいをされた と。この状況にありながら、加茂理事をもう1年雇われたと。本来であれば、この人 が1人、独断でやったと、とんでもないことをしてくれたなという表現であるならば、 この時点で当然解雇をしなければいけない状況だと思います。少なくとも公印を二つ 持って勝手にやったというのであれば、片方の公印は絶対に取り上げないといけない 状況であるにもかかわらず、ずっと1人に持たせたままであったと。全くこの辺の判 断が理解できないわけであります。このあたり、どういう判断で加茂理事の雇用を続 けられたのか、また同様に公印を二つ所持させたまま1年間雇われたのか、このあた りの判断がよくわからないので、この点についても御説明を願いたいと思います。 以上です。

< 畠中元理事長 >

この融資の関係でございますけれども、私も1月以降だったというふうに私は思っております。それまでにいろんな話で加茂常務が責任を持って、市長のほうももとに戻すような話し合いをせえという指示がございましたので、それ、私が加わるまでにも数回、金融機関と話し合いがございました。そして後半になってからはもうそういう約束ができていたんではないかというふうに思います。しかし、念押しのために金融機関としてはもう一押し、市の責任ある人も来て説明をしてほしいということであったように私は理解をいたしております。特にこの1月末につきましては、私もちょうどイスラエル、パレスチナのほうに訪問に行っておりました関係で、非常にちょっとそちらのほうに力が入っていたような記憶が現在はあります。

ですから、手形の残高状況とかそういう状況の話し合いについても、余り協議の中には入らずに、なんせよこの際、お願いしたいということの話でございました。それ

までに本店と支店、支店と本店のやりとりが、加茂常務の説明の中にあって、最後のほうになって私にそういったことも加わってほしいという金融機関からの話だったというふうに思います。

公表ができなかったのかという話でございます。これはもう言いわけばかりになってしまうわけでございますけれども、ちょうどこの時期につきましては、何とか融資を受けてもとに戻したいというその一念と、それからちょうどこの時期につきましては、議会のほうでもある会派ではこの土地に対する研究会の立ち上げ、また議会においても対策協議会ですか、名称はちょっと知りませんけど、そういったことがなされておりましたし、3月に入ってからは非常にクローズアップされまして、テレビ放映でもって元市長、また現市長のインタビュー等がございましてその対応、そういったことで私自身、これ以上余り大げさにしたくないというような気持ちもあったことは事実でございます。

それから、再雇用につきましては、金融機関との関係もございました。やはり十分な今後の再建計画、そして事業展開も常務理事のほうでやっておりましたし、既に開発協議、それから中矢田の道の拡幅、そして中矢田の自治会の建てかえとか、そういう話にも、もうほとんど入っておりましたので、ここで全くの素人と申しますか、そういう人材がなかったということで、とりあえずそういうことであるけれども、引き続いてちょっとやらせようというような任命権者の考えもございました。公印につきましても、そのとき取り上げるべきこともあったかもしれませんけれども、常時、会長、理事長が出張とかそういったことで、非常におりませんので、そういったことで従前から預けておるということで、十分気をつけることをもって引き続いたというようなことでございます。以上でございます。

<吉田委員>

納得できる点とできない点と、いろいろあるわけですが、一つ確認ですけれども、 畠中理事長の御説明によれば、市長が内部調査で気づかれて叱責をされて、何とかも とに戻すようにということを平成 20 年 1 月か 2 月かの段階で指示をされたと。その 後に、何とか京銀と交渉をして、詰めの段階になってきて上役のほうが入るようにな ったというお話だったと思うんですけれども、加茂さんの話とは順番が違うというか、 そのあたりがはっきりしないので、多分畠中理事長のお答えは同じだと思いますし、 このあたりは 1 回整理をしないといけないなと思っております。

それから、言葉は厳しいですが、当時、公表できなかった甘さがあったということでしたけれども、要約をすれば、保身のために隠ぺいをしたと言わざるを得ない。当時の状況で、これを表ざたにすればさらに批判がくるであろうということを恐れて公表すべきものを隠ぺいしたと言われても、これはいたし方ない状況であると思いますが、本来、行政というのはその実害があるとか、ないとかではなくて、法律に基づいて、あるいは条例に基づいて行動するものだというのが当然地方自治法を守らない自治体がないと国が思ってるのと同じで、法律、条例に基づいて行動するのが当然であって、それを犯した時点で、行政としての権力行使の上で、法律、条例に基づいた行動をしないということ自体、市の信用が大きく失墜をするという大きな害があるわけです。何度も実害がないということを皆さんおっしゃいますけれども、そうした点についての反省というか、姿勢が見えないのは極めて残念ですので、このあたりのコメントをひとついただきたいと思います。

それから、もう一度確認をしますけれども、ほかに人材がいなかったとおっしゃいますが、これも繰り返しになりますが、違法な行為を行った職員を有能だから使うというのは、全く意味がわかりません。加えて、せめてその人がいないと交渉事ができ

ないというのであれば、公印ぐらいは、普通は理事長のもとに、あるいは会長理事のもとに持っていくのが当然だと思うんですけれども、そのまま注意をして預けるということは、これ本当に中までやってたんじゃないかと言われても仕方がない状況です。この点について、なぜそういうことの発想さえなかったのか、このあたりの御説明をいただきたいと思います。

< 畠中元理事長 >

そのときなぜということでしたが、同じような繰り返しに、私のほうもなるかと思いますけれども、やはり逃げの姿勢があったんじゃなかろうかというふうに思います。何とかこのいろんな正直申しまして住宅公社はもとより土地開発公社等の議論が集中をしていた時期でもありました。そして発生したのが1月末でしたので、その期間が2カ月ほどあるわけでございますけれども、おさまるまでに。そのときには怒りとかそういった部分が少しトーンダウンしていたというふうに思います。答えにはならないかもしれません。

それからほかの人材ということでございますけれども、先方の金融機関に対しましても、このいわゆる負債解消に向けての事業展開、いわゆる向林の関係ですけれども、その関係が動きつつあった、非常に住宅公社にしたら重要な時期であったということでございますし、そういったことも含めてお世話になるということにいたしました。公印につきましては、本来そうあるべきだと思いますけれども、ある意味、私もい

公印につきましては、本来そうあるべきだと思いますけれども、ある意味、私もいけないんですけれども、役所等の慣例みたいなものを同じようにやってしまったというふうに、それは反省をいたしております。以上でございます。

<馬場委員>

出席御苦労さまです。

今の御報告いただいたんですが、私、一番気になっているのが、平成 20 年 1 月に 土地及び経営健全化の方針が出て、登記簿を見るまでもなく固定資産税の台帳のシス テムのほうから拾い上げて、そういう当該土地がわかったと。それで市長に報告をし て、市長が副市長の眼前で常務にものすごい厳しい言葉で叱責をされておったという 報告をされておったんですけど、その時点で今、吉田委員からもあったんですが、な ぜそのことを市民に報告すべきだと、こういうふうに誰も言わなかったのかというの が一つです。

それと、この時期というのは恐らく今みたいなのと同じ時期で、これ市長選挙の次の翌年になるのかな、というふうな年でもあったというので、そういう点ではそういう政治的な動機というのも働いたのかどうかというのが、これが二つ目にお聞かせ願いたい点です。

三つ目は、今、元副市長もいみじくもおっしゃいましたが、ちょうど当時は元市長と現市長との間で論争がされていました。とりわけ余部町丸山とか篠町の火葬場用地とか、そういう長期保有地をいっぱい持っていて、特に億を超す三大保有地等が問題になっているときでしたが、元市長は活用しないほうが悪いというふうな、こういう言い方してました。現市長はそれを処理してるんだという、そこのところのやはり厳しい追及の姿勢がないから、市民の財産であるにもかかわらず公表しなくてもよいというふうな思いに至ったんではないかと、これは私の推論なんですけれども、そういうことも含めて、今現在どういうふうにお考えか、お答え願いたいと思います。

<畠中元理事長>

誰にも言わなかったということにつきましては、おっしゃるとおり、先ほど来からも言っておりますように、いろんな中身、歳入歳出、管理状況、利子の支払い、そういったことも見ましたら、そういった移動がないということをもって、何とかおさめ

たいというふうな私としては思いがありました。

それから政治的動きというのは、私のほうでは、市長がどういう思いであったかは わかりませんが、そうではなかったというふうに理解をいたしております。

3点目の関係につきましては、確かにこの問題が議会でもいろいろ御議論をいただいたところでございます。そういったことで、市長としては非常に私自身の心の中で、この長期保有土地については引き継ぎを受けたとはいえ、こういった大きな負債を抱えて市長になられたということについて、非常に気の毒だなというような思いもありましたし、住宅公社についても、かつては非常に景気がよく、本当にいい状況のときでなしに、栗山市長になってからは非常に厳しい、そういった形で労力をつぎ込んでおられたというようなことで、私ももう少し強くそういったことを助言すればよかったかもしれませんけれども、そこまで言えなかったというのが正直な話でございます。以上です。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

[発言する者あり]

< 西村委員長 >

ないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

畠中元理事長におかれましては、大変お忙しい中、長時間御苦労さんでございました。退席いただいて結構でございます。

[畠中元理事長 退室]

15:45

今後の調査について

< 西村委員長 >

それでは続きまして、調査項目の2番目、「今後の調査について」、論点整理、調査 事項についてを議題といたします。

この今日の意見聴取によりまして、いろいろとそれぞれまた皆さんの思い、それからまた各説明者の発言の中で、一致しない部分もあると思うし、また理解ができる部分もあるということでありますけれども、今後、この今日のまとめとして、どういう点を論点として整理していくかで御意見をいただきたいというふうに思います。御意見ございませんか。

<吉田委員>

私の個人的なお願いというか、思いですけれども、やはり京銀の貸し付けの確約をもらった時期、それから指示を受けた時期というのが、それぞれ皆さん相前後して、どれが本当なのかわからない状況ですので、この点はもう一度、もう一度加茂さんに来ていただくかどうかはわかりませんけれども、どれが本当なのかを確認をしたいと。今日伺ったところでは、加茂常任理事は間違いなく1月に貸し付けの確約をもらってから、市長に、発覚後、それも含めて報告をしたということをおっしゃっていますし、畠中理事長におかれましては、発覚後、戻すように指示を受けて銀行との交渉に入ったということをおっしゃっております。私の記憶が確かであれば、栗山会長理事も同じように大変なことなので指示をして、自分も一生懸命お願いをしたというふうにおっしゃっていたと記憶をしております。このあたりの発言について、どれが正しいのかということは、やはり整理をしていただきたいなということが一つであります。

それから平成 18 年 12 月当時、JAと相談をされた結果という話がありましたが、どうも話を伺っていると、JAのほうからぼそっと土地開発公社であれば貸せるのにという話があったような発言がありましたが、この点については住宅公社であれば貸し倒れのリスクがあるが、土地開発公社であれば返ってくるということをわかった上で、JAがそういう話を持ちかけたと。それに乗っかったという形になっていると思いますので、こういうやりとりをしたときに、方向性を決めるに当たって、JAも当初からかんでいたというか、話に入っていた可能性が極めて強いと思いますので、JAからもお話を伺わなければいけないと思います。

また、貸し付けた状況ですけれども、普通は土地の売買であれば銀行に行って、売り主、買い主、司法書士が入って一斉にどんとやるんですけれども、このときの司法書士さん、どのような形で登記をされたのかということをお聞きしたい。だめであれば、法務局の登記官でも構いませんが、どういう状況での登記であったのかということも明らかにしなければいけないと思います。

結局のところ、5億円のやりとりですので、常務理事がJAの融資担当者と話し合って、はい貸しました、借りました、登記も変えましたという単純な話なのかどうかというところは、やはり慎重に調査をすべきだと思います。以上です。

<馬場委員>

加えてなんですけれども、京都銀行が貸さないと言っておきながら、最終的には貸すというふうな状況になった、そこのやはり金融の判断もちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

< 西村委員長 >

ほかにございませんか。

「発言する者あり]

< 西村委員長 >

ないようでございますので、御意見をいただいた中で、加茂元常任理事と畠中元理事長との発言で、一部時期的に食い違いがあるというようなことで、この1点はやはり今後ちょっと文書になるのか、来ていただくのかは別として、調査する必要があると思いますけれども、あと出ておりましたJAからの意見聴取、それから司法書士または法務局の登記官からのという件でございますけれども、今日までここまでにそれぞれ、それぞれの立場で話を聞き、そしてまた証言をいただいたということでありますので、相手もJA、そして司法書士、法務局の登記官、それぞれ立場がございますので、それはもう必要がないと、それぞれ証言をされた中身で判断をしていくということにしたいといたしますけれども、よろしいですか。

「発言する者あり 1

< 西村委員長 >

相手があることでありますし。

<吉田委員>

相手を呼ばなければわからないから呼んでくださいと言っている。相手があるから やらなければいいという意味でなしに。

< 西村委員長 >

そこまで呼んで聞く必要があるかということなんですけれども、それぞれ証言をされておりますので、そこら辺でまたちょっと皆さんとの御意見も賜りたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

< 明田委員 >

今、委員長おっしゃいましたように、私自身も先ほども聞きながら思っておったん

ですが、この証言内容がすべて私自身の頭の中にそれぞれの方々のが入りませんので、 それを機会を見ながら、議事録を見ながら整理をして、食い違う点を再度質すなり、 確認するということでいいのではないかというふうに思います。

<湊委員>

この一連の話は、5億円という大金を、常務1人なりが借りて、それで金融機関からやりとりしとるわけですわな。普通、考えられへんことが起きとるんですね。この一連の行為。それがまず不可解な点。

それと、先ほどからも言われておるように、管理者、代表ですか、理事長がおりながら、その下の常務が何もかもやってきた、この組織のあいまいなこのあり方というものが、極めて社会通念上、不可解なんですわ。そやから納得できないんですよね。そやから今言われておるように、このJAなりその関係者を呼んで聞く、聞きたいという意見で申し入れですので、それはやはり聞いたらいいと思うんですよ。聞くことが何であかんという委員長がおっしゃられる、それは若干意味がわからない。聞くことは聞いて、そこで判断したらいいんですから、この調査特別委員会はそのためにつくったわけですので、特別委員会の趣旨というのをやっぱり曲げんように進めてもらわなあかんと思うんですよ。

< 西村委員長 >

JAそしてまた司法書士、法務局の登記官、これらの方々は外部の方でございます。協力いただくのはいいわけですけれども、それよりも各皆さん方、今日まで市長を始め今日3人聞いてまいりましたけれども、それぞれ証言をされております中身が一致をしておりますので、これ以上、呼んで聞く必要がないということを申し上げております。

<馬場委員>

私が申し上げているのは、例えばJA京都の場合ですと、一番重要なファクターになってるわけです。つまり土地開発公社に、しなさいよと言ったのがJA京都なのかどうかということが今、問われているわけです。加茂常務のほうは、いろいろ話す中で自分が方針を出したと、こう言っているけれども、しかし素人が普通そんな住宅公社のものをすぐ土地開発公社に変えようなんていう、思いつかないですよ。その思いつかないのをだれが思いつかせたのかというのは、これは本委員会の一番中心的なテーマですので、そのことを呼ばずして何が解明できるんだというふうに思うんですけど。

<木曽委員>

私もその点について、先ほど加茂常務が、平成 18 年までの経過の中で、いろんな方と相談してたと。いろんな方と相談したけれども難しかったと。というのは、当時の市長なり副市長なりとのやりとりはなかったにしても、それまでのどこに相談してたのか、私はよくわからないんですけれども、相談した結果としてそういうことを苦肉の策でやられたのかなというふうに、若干ちょっと言葉の中でそういうことをお聞きしたので、これまた1回整理していただきたいと思いますけれども、証言の分のはね。そういうふうにおっしゃったので、そこのところがもう一度お聞きしたいなと。どういった方と相談してそういうことが行われたのかということが、非常にポイントになってくるのかなというふうに思うんですけれども。そういうことも、もう一度、常務からもお聞きしたいなというふうに思いますし、そして委員長も、委員長になられたときに、このことがやはり真実を明らかにしてこれを究明していきたいということを、表明をされてますので、そのようにされたらどうかなというふうに、私は思います。

< 西村委員長 >

いろんな意見を賜りました。

しかしながら、やはり決定したのはそれぞれの理事者でありますし、だれがどう進めたのか、それは本委員会で問題にならんというふうな判断をします。

だれがどう進めても、判断したのはこの市なりまたその公社の長でありますので、 その外部からのアドバイスというのは対象外というふうに扱いたいと思いますが、い かがでございますか。

[発言する者あり]

< 西村委員長 >

言うてるのは、どんな入れ知恵をされたとしても、判断はそれぞれの長が判断をしたことなので、その入れ知恵は調査の対象外という案。入れ知恵という言葉は正しくないかもわかりませんけれども、そういうことで委員会では外したいというふうに思いますが。

<吉田委員>

先ほど馬場委員もおっしゃいましたけれども、土地開発公社であれば貸せるのにという話をJAからされたということをおっしゃってるわけですよ。決めたのが理事だからではなくて、どうしてこういう経緯になったのかを解明しなければわからんのですよ、この背景が、まず。じゃあ今、話聞いて、この人が1人でやりました、ああそうですねで終わるんだったら、こんな委員会要らないですよ。全員協議会で十分だったわけでね。委員会を開いて、例えば金融機関がなぜこういう貸し方をしたのであるかとかいうことを解明しない限り、本委員会を立ち上げた意味がないと思うんですけれども、まず今回問題になったのは、なぜJAが5億円を貸し付けたかですね。5億円をJAが貸さなければ、こんなこと起こってないわけですわ、そもそも。常任理事が決めたところで、融資を決めるのは金融機関ですから、その融資を決めた金融機関を呼ばないで何がわかるんですか。

< 西村委員長 >

本委員会での事情を聞いた調査結果は、これでまとまったというふうに思います。 あと、論点整理として、それぞれ説明をされた方の発言の違いの中で精査を今後は してまいりたいと思いますが。

[発言する者あり]

<西口委員>

今、各委員から今、確認をまだする案件があるという御意見が多いので、やっぱり そのことについてはこの委員会で確認するべきことはもうちょっとやって、しっかり とやっぱりそこら辺は意見を確認しながら、次の段階でそういうまとめの方向にいく べきかなというふうに思います。

それでやはり、JAと司法書士さんについては、参考人として来てくれるか、来てくれんかは、これはちょっとわかりませんけれども、とりあえずはこれだけの委員の意見があるとするならば、やっぱり意見を聞く場をやっぱり持つべきだろうというふうに思いますので、とりあえずは要請をしていただいて、そこら辺を段階に諮っていただくという形で、ただ私は馬場委員、先ほど京銀さんのという話がありましたけれども、やっぱり破産宣告、破産をさせてる立場もありますので、ここら辺はちょっとやっぱり考えるべきやと。ただ、それまでの経過のJAさんと、もしもこの参考人として来てくれるのならば、確認をさせていただけるかなと、必要だというふうに私は思います。

<馬場委員>

私も一致する点で一緒に行動しようと思いますので、あえて持論をとおすつもりは ありませんので、この委員会で一致する中身でやっていきたいと思います。

< 西村委員長 >

はい、それではいろいろ意見を出していただきました。

そうしましたら、この件につきましては、JA、そして司法書士に意見を聞くということにいたしたいというふうに思います。

ほかに論点として整理しておく事項を出していただきたいというふうに思いますが、ございませんか。

<西口委員>

次の段階で出させていただきます。

< 西村委員長 >

それでよろしいですか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

そうしましたら、これちょっと、ここでの議決で確認をしておきたいというふうに 思いますが、まずはそれぞれ発言を、証言をいただいた中身で相違点がございますの で、この相違点を明らかにしていく、これが1点。

それからもう一つは、参考人として、外部でありますけれどもJA、そして司法書士、この2名からも意見を聞くということで、当面次の委員会はこの2点でいきたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

賛成多数ということ。

「「全員や」と呼ぶ者あり〕

< 西村委員長 >

反対の方もおいでになりますので。

そしたら挙手で採決をとります。

今、申し上げた件で、次に臨むということで賛成者の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

<西村委員長>

挙手多数でありますので、決定する。

< 明田委員 >

今、2 点ありましたので、1 点目については何ら私はどうもないんですが、自分自身もそう言うとったからね、論点を整理いうか、確認をしてくれって。

2点目の外部の方々を招くということだけ(私は反対である)

< 西村委員長 >

はい、わかりました。ちょっと採決を訂正させていただきます。

そのようなことで、1 点目は全員、それから 2 点目は多数というふうに確認をいたします。(了)

3 その他 次回委員会

< 西村委員長 >

それでは次に、次回委員会の日程を決めたいと思います。

事務局案では、2月の10日、しかしながら外部の方がおいでいただきますので、その調整もありますので、2月10日、何時にしましょう。

そしたら2月10日ということで、会議、この日ございますけれども。

<西□委員>

先方の都合もあるけど、私の都合も聞いてください。

10 日ともう 1 日、予備日、ちょっと確認できませんか。1 日で決められたら、私、ちょっと用事が入ってるから、時間帯がうまく合えばいいけれども、ちょっと 10 日ともう 1 日というような形の中で、交渉というか、入っていただければありがたいなと。

< 西村委員長 >

事務局、案がございますか。

<事務局次長>

そうしましたら、来ていただく方の都合もございますので、10 日あるいは次の週の どこかでまた調整を、先方の御意見も聞きながら調整をさせていただくということで、 委員の皆様には御連絡をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

そのように決します。

それでは、本日の会議はこれにて散会といたします。

御苦労さんでございました。

(散 会) 16:07